

「指定短期入所生活介護」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(堺市指定 第 2770101109 号)

社会福祉法人堺福祉会

特別養護老人ホーム ハートピア堺

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この重要事項説明書は、堺市基準条例の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

一 運営規程の概要等

(事業者)

第1条 法人の概要は次のとおりとする。

- (1) 法人名 社会福祉法人 堺福社会
- (2) 法人所在地 堺市西区太平寺 331-1
- (3) 電話 072-297-9598 FAX 072-297-8838
- (4) 代表者氏名 理事長 淡野 勝也
- (5) 設立年月日 平成4年4月7日

(ご利用施設)

第2条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ハートピア堺
- (2) 所在地 堺市堺区海山町3丁150-1
- (3) 電話 072-222-8080 FAX 072-222-8778
- (4) 堺市指定 第2770101109号 平成11年11月15日指定
- (5) 開設年月日 平成8年4月1日
- (6) 利用定員 10名
- (7) 営業日 年中無休 受付時間 9:00~17:00
- (8) 管理者氏名 古川 英宏
- (9) 事業の目的 ご契約者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、その心身の状況・置かれている環境等に応じた適切な指定短期入所生活介護の提供を確保することとともに、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- ① ご契約者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように配慮して、入浴、排せつ、食事の介助等の日常生活上必要な援助及び機能訓練等を行うものとします。

- ② 事業実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- ③ 上記のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

（職員の配置状況）

第 3 条 当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム併設の為、兼務職員とします。）

<主な職員の配置状況> 職員の配置については指定基準を遵守しています。

（令和 3 年 4 月時点）

（本体施設は介護老人福祉施設の場合の空床型・併設型です）

職 種	常勤換算	指定基準	従業者の業務の内容
施設長（管理者）	1	1	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	1 以上	1	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行う。
看護師・准看護師（看護職員）	3 以上	3	医師の診療補助及び医師の指示を受けて、入所者の看護や施設の保健衛生業務を行う。
介護職員	3 1 以上	3 1	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
管理栄養士	1 以上	1	食事の献立、栄養管理・栄養指導等を行う。
機能訓練指導員	1 以上	1	入所者の状況に適した機能訓練や生活リハビリにより心理的・身体的機能の低下を防止するよう努めます。
介護支援専門員	1 以上	1	施設サービス計画の作成等、入所者の介護支援に関する業務を行う。

☆従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を年間計画において確保しています。

☆介護スタッフについては認知症対応力向上のために必要な研修の機会を確保しています。

（居室等の概要）

第 4 条 利用されます居室は、4 人部屋および個室ですが、個室をご希望される場合はその旨お申し出ください。（但し、ご希望に沿えない場合もあります。又、ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	24室	従来型個室
4人部屋	19室	多床室
合計	43室	
食堂	3室	2階・3階・4階 各1室
機能訓練室	1室	
浴室	4室	寝位浴・機械浴・一般浴・個浴
医務室	1室	
厨房	1室	

☆入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。（災害、その他のやむを得ない事情がある場合を除く）

- 2 ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとしします。

（短期入所生活介護計画の作成）

第5条 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。
- 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

（介護）

第6条 ご契約者の心身の状況に応じ、自立の支援及び日常生活の充実に資するよう努めます。

- (1) 短期入所生活介護計画の作成
- (2) 入浴又は清拭を週2回行います。座位や立位のとれない方は機械浴槽等を使用して入浴することができます。
- (3) 排泄の自立を促しご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

- ① 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ② 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ③ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- (5) 食事は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- (6) ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- (7) 医師の指示により必要に応じて特別食（治療食）の提供をいたします。

☆食事時間

朝 食： 8：00～10：00 昼 食：12：00～14：00
夕 食：18：00～20：00

2 送迎

事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

3 相談及び援助

ご契約者又はご家族からの生活相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言または援助を行うように努めます。

4 社会生活上の便宜の提供等

- (1) 施設年間行事計画に沿って、レクリエーション行事を行います。外出・カラオケ・書道クラブ・おやつ作り・ホーム喫茶のサービス、その他お菓子販売等もご利用いただけます。材料費等の実費をいただくことがあります。
- (2) 常にご契約者の家族との連携を図るとともに、ご契約者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

5 機能訓練

- (1) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
- (2) 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

6 健康管理

- (1) 利用期間中の健康状況の把握を行います。又必要に応じ診察を行うと共に、必要な場合には、ご契約者の主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
- (2) ご契約者の安全を確保する為、法律で禁止されている医療行為について、医師・看護職以外のスタッフは行いません。また、スタッフへ周知する為の研修等を行っています。なお、医療行為とみなされないものとしては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」で挙げられている行為を指します。

(利用料等の受領)

第7条 サービスの利用料金について

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）、食事に係る自己負担額・居室に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、収入に応じて減免措置がありません。

2 入院及び外泊時のサービス料金（別紙参照）

(1) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合

サービス利用料金の全額を、一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険からの給付額に変更があった場合

変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 居室と食事に係る費用について

負担限度額認定証を受けている場合はご提出してください。認定証に記している負担限度額とします。

3 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(2) ご契約者のご希望に基づいて提供した特別な食事の実費

(3) 施設年間行事計画に沿って、提供されたレクリエーション行事（カラオケ・書道クラブ・ホーム喫茶等）のサービスの材料費等の実費、その他お菓子販売等をご利用いただいた場合の実費

(4) 通常の実施地域以外の送迎について要した費用の実費

(5) 理容等サービス（出張訪問理髪サービス）の業者の定める料金

(6) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（1枚につき30円）

(7) 日常生活上必要となる諸費用の実費

① 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

② おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に合わせてご負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由で利用料金（介護保険の給付対象外）を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

4 利用料、その他の費用の請求

(1) 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月の合計金額より請求いたします。

(2) 請求書は、利用月の翌月20日前後までにご利用者宛にお届けいたします。但し、請求金額のない月はお届けいたしません。

5 利用料金のお支払い方法

毎月27日にご指定いただいた口座から引き落とし（金融機関が休業日の場合は、翌日）になります。

* 利用料、その他の費用のお支払いについて、支払い期日から3か月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

(利用の中止、変更、追加)

第8条 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10%

3 サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

4 ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

(サービス利用の留意事項)

第9条 当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間は、午前9時30分～午後6時までを遵守してください。

来訪者は、必ずその都度面会簿に記入してください。また、検温と手指消毒をお願いします。来訪される場合、食品衛生上なまものの持ち込み、飲食はご遠

慮ください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。(所定の「外出・外泊届」の用紙を用意しています。)

(3) 送迎

- ① ご利用の前日又はその前に、おおむねのお迎えの時間を連絡します。
- ② お送りする時間については、別段のことがない限り、連絡はいたしません。
- ③ 送迎時の寄り道はお断りします。又、急なサービス提供時間の延長・短縮については、送迎時間等の関係上ご希望の意に沿うことができません。
- ④ ご家族様等により送迎をされる場合は、当施設の営業時間内(おおむね午前9時30分～午後4時30分迄)にてお願いします。
- ⑤ 送迎実施地域は、堺区内になります。

(4) 体調管理

当施設に到着後、健康チェックを行います。体調不良等による健康チェックの結果、体調が悪い場合やご利用中に体調が悪くなった場合には、サービスの利用の中止又は、変更をする場合があります。また、入院となった場合はサービスを中止させていただきます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設等は、その本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いしていただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします

(6) 金銭および貴重品管理について

- ① 現金は持たないようにお願いします。小遣い程度の現金についてもご契約者の責任において管理してください。又、貴重品に関してもご契約者の責任において管理してください。紛失等の場合は、当施設はその責任を負いかねます。
- ② 原則として眼鏡・補聴器・入れ歯及び衣類等についてもご契約者の責任において管理してください。紛失の場合は、当施設はその責任を負いかねます。

(7) 衣服に関しては、ご利用者・ご家族自身にて氏名をご記入ください。又、夏服・冬服の入れ替えについても、ご本人様・ご家族様で定期的に行うようにお願いします。修繕や古くなった衣類・下着の交換等も併せてお願いします。床頭台や棚などの整理のご協力をお願いします。

(8) 宗教活動・政治活動等

施設内で他の利用者や当施設職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治

活動、営利活動を行うことはできません。

(9) 持ち込みの制限

- ① 施設内への動物の持ち込み及び飼育はお断わりします。
- ② 仏壇、タンス、多量の衣類、大型テレビや音響製品・電動車椅子等の持ち込みはお断わりします。
- ③ ジャーポット、冷蔵庫、ストーブ、コンロ等の使用はお断わりします。
- ④ 携帯ラジオ・小型テレビ・電気毛布の使用については、相談してください。

(10) その他

- ① 喫煙は所定の場所でお願ひします。
- ② 自由に飲酒はできません。ご相談ください。

(緊急時の対応について)

第10条 当施設では医師は常駐しておらず、夜間帯は看護スタッフを配置していません。そのため、サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合は、あらかじめ救急車要請の手順、利用者の主治医との連携方法について定めるとともに、指定する連絡先にも連絡します。上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-222-8080

(対応可能時間 午前9:00～午後6:00)

(業務継続計画)

第11条 感染症や災害が発生した場合にあっても、ご利用者が継続してサービスの提供が受けられるよう、業務継続計画を立てておくとともに、必要な研修および訓練(シミュレーション)を行います。

- 2 感染症に関わる業務継続計画には、平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立を含めます。
- 3 災害に関わる業務継続計画には、平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携を含めます。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常時に備えるため定期的に通報・消火・避難・救出及び夜間想定を含めて年2回以上の訓練を行うものとします。訓練の実施に当たっては、地域住民や消防関係者の参加により、より実効性のあるものとします。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業者は原則として、ご契約者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。また身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的実施します。

身体拘束等の適正化に関する責任者	管理者 古川 英宏
------------------	-----------

(高齢者虐待の防止について)

第14条 ご契約者等の人権の擁護・虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的実施します。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古川 英宏
-------------	-----------

(衛生管理)

第15条 ご契約者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。また感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施します。

感染対策担当者	看護師
---------	-----

(秘密保持と個人情報の保護について)

第16条 事業者（施設）及びその従業者は、正当な理由なくその業務上知り得たご

契約者又はその家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は退職後も同様とします。

(地域との連携等)

第17条 地域住民の方やボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流を図れるように努めます。

二 事故発生時の対応

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事故発生の防止のために次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 事故発生の防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その結果および改善策を従業者に周知徹底します。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- 2 事業者はご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者はサービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由によりご契約者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、ご契約者に対して損害を賠償します。
- 4 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を選定しています。再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるよう対応を図ります。

事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者

介護係長

- 5 当施設では、入所者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境づくりに努めていますが、入所者の自立した行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分にご理解ください。詳細内容については、この【別紙 入所時のリスク説明書】で説明します。

三 サービス内容に関する相談・苦情（苦情処理の体制等）

(サービス提供に関する相談・苦情受付について)

第19条 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ面接を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応

内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

尚、当施設1階の公衆電話横及び各フロアに要望箱を設置しています。ご利用ください。

(1) 当事業所の受付窓口

窓口担当 介護支援専門員、生活相談員、事務職員等
苦情解決責任者 古川 英宏
受付時間 毎日 午前10時から午後5時まで
電話番号 072-222-8080
FAX 072-222-8778

(2) 第三者委員

(社福)五常会 理事長 山本 晃
電話番号 072-236-8779
(社福)天寿会 理事長 網田 隆次
電話番号 072-363-1555

(3) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 電話：072-228-7513

【市町村の窓口】

西区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-275-1912
堺区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-228-7520
中区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-270-8197
東区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-287-8123
南区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-290-1812
北区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-258-6651
美原区役所地域福祉課介護保険係 電話：072-363-9316

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会 電話：06-6949-5418
大阪府社会福祉協議会
福祉サービス苦情解決委員会 電話：06-6191-3130

四 その他サービスの選択に関する重要事項

(サービスの提供にあたって)

第20条 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- 2 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- 4 サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 5 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。指定短期入所生活介護サービスをご利用される際は、介護保険証をご提示いただきます。認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。

(契約の終了について)

第21条 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- (1) ご契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2 ご契約者からの中途解約・契約解除

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。また、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) 施設の運営規程の変更に同意できない場合

- (3) ご契約者が入院された場合
- (4) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (5) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (6) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (7) 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

3 事業者からの契約解除

以下の事項に該当する場合には、サービスを終了し、契約を解除することがあります。

- (1) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、文書による利用料金等の支払い催告を行ったにもかかわらず、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

☆著しい不信行為の例

(厚生労働省 HP「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」より)

- ① 身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)
- ② 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。
- ③ セクシュアルハラスメント 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

(心身の状況の把握)

第22条 短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第23条 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(記録)

第24条 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録します。その完結の日から2年間またはサービスを行った日から5年間保存します。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別紙 入所時のリスク説明書

当施設では、ご利用者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境づくりに努めていますが、入所者の自立した活動・行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分にご理解いただくために詳細に説明するものです。

ご確認くださいましたら、□にチェックをお願いします。

<input type="checkbox"/> 当施設は、原則的に拘束を行いません。入所者の自立した活動・行動等により、転倒・転落による事故の可能性があります。歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れもあります。
<input type="checkbox"/> 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
<input type="checkbox"/> 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
<input type="checkbox"/> 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
<input type="checkbox"/> 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
<input type="checkbox"/> 年齢に関係なく、心臓や脳の疾患により、稀に急死される場合もあります。
<input type="checkbox"/> 入所者の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で、緊急に医療機関へ搬送を行うことがあります。また夜間医師が不在の場合でも緊急搬送する場合があります。

上記の内容は、ご自宅でも起こりうることです。入所中にあっても同様に起こりうることと、ご承知ください。

上記項目について、施設の担当者（説明者）より、入所者の「入所時のリスク」について説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

氏 名

_____ 印 続柄（ ）

別紙 サービス利用料金（1日当たり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

※サービス料金には機能訓練指導体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制加算が含まれています。

* 個室の場合の1日あたりの自己負担額

【一割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,152円	6,807円	7,500円	8,165円	8,820円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	684円	757円	834円	908円	980円
4. 居住費	1,231円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3＋4＋5）	3,565円	3,638円	3,715円	3,789円	3,861円

【二割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,468円	6,051円	6,667円	7,258円	7,840円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,368円	1,513円	1,667円	1,815円	1,960円
4. 居住費	1,231円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3＋4＋5）	4,249円	4,394円	4,548円	4,696円	4,841円

【三割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,785円	5,294円	5,833円	6,351円	6,860円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	2,051円	2,270円	2,501円	2,722円	2,940円
4. 居住費	1,231円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3＋4＋5）	4,932円	5,151円	5,382円	5,603円	5,821円

* 多床室（4人部屋）の場合の1日あたりの自己負担額

【一割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,152円	6,807円	7,500円	8,165円	8,820円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	684円	757円	834円	908円	980円
4. 居住費	915円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3+4+5）	3,249円	3,322円	3,399円	3,473円	3,545円

【二割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,468円	6,051円	6,667円	7,258円	7,840円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,368円	1,513円	1,667円	1,815円	1,960円
4. 居住費	915円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3+4+5）	3,933円	4,078円	4,232円	4,380円	4,525円

【三割負担】（料金については、消費税課税対象外になります。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,836円	7,564円	8,334円	9,073円	9,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,785円	5,294円	5,833円	6,351円	6,860円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,051円	2,270円	2,501円	2,722円	2,940円
4. 居住費	915円				
5. 食費	1,650円				
6. 自己負担合計（3+4+5）	4,616円	4,835円	5,066円	5,287円	5,505円

***夜勤職員配置加算**

夜勤を行う介護職員の人数が、最低基準より1人以上多く且つ、喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置し、サービス提供を行っている場合、ご負担いただきます。

***機能訓練体制加算**

常勤の機能訓練指導員を配置している場合、ご負担いただきます。

***サービス提供体制強化加算**

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定数以上の場合、ご負担いただきます

***送迎費**

施設と居宅の間の送迎が必要な方へ、送迎サービスを提供した場合、ご負担いただきます。

***療養食加算**

医師の処方せんに基づき、治療食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食)を提供した場合、ご負担いただきます。

***若年性認知症利用者受入加算**

若年性認知症利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、ご負担いただきます。

***緊急短期入所受入加算**

緊急利用者を受け入れた場合、ご負担いただきます。

***介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）**

介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修を実施、介護職員に対して賃金の改善を図っている場合、上記サービス利用費に、各種加算を加えた単位数の14.0%を加えた額をご負担いただきます。

***生産性向上推進体制加算（Ⅱ）**

介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入・活用を支援するため、委員会の開催や安全対策を講じ、見守り機器等のテクノロジーの導入や、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインで提出)を行った場合、ご負担いただきます。

※加算の料金表	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算（1日）	13円	26円	38円
サービス提供体制強化加算（1日）	19円	38円	57円
送迎加算（片道1回）	195円	389円	583円
療養食加算（1日）	26円	51円	73円
若年性認知症利用者受入加算	127円	254円	380円
緊急短期入所受入加算	95円	190円	285円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円	21円	32円

※機能訓練指導体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制加算はサービス料金に含まれています。

※食費については、一食ごとの設定になります。

朝食	昼食	夕食
350円	650円	650円

※世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設ご利用者の居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費		食費	
			多床室	従来型 個室		
生活保護受給者等		利用者負担 第1段階	0	380	300	
市民税非 課税の世 帯の全員 が	本人の年金収入額とその他合 計所得金額の合計が★80万円 以下の方	預貯金の合計が650 万（夫婦は1650万 円以下）	利用者負担 第2段階	430	480	600
	本人の年金収入額とその他合 計所得金額の合計が★80万円 超120万円以下の方	預貯金の合計が550 万（夫婦は1550万 円以下）	利用者負担 第3段階①	430	880	1000
	本人の年金収入額とその他合 計所得金額の合計が120万円 超の方	預貯金の合計が500 万（夫婦は1500万 円以下）	利用者負担 第3段階②	430	880	1300
	上記以外の方		利用者負担 第4段階	上記1日あたりの自己負担額のとおり		

★実際の負担額は、日額で設定されます。〔単位：円〕

★令和7年8月より80万9千円に変更されます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、サービス利用料金の説明を行いました。

事業者	所在地	堺市西区太平寺 3 3 1 - 1
	名称	社会福祉法人 堺福社会
	代表者	理事長 淡野 勝也 印省略

事業所	所在地	堺市堺区海山町 3 - 1 5 0 - 1
	名称	特別養護老人ホーム ハートピア堺
	責任者	管理者 古川 英宏 印

説明者 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所からサービス利用料金の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（本人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

